

保育料について

1. 保育料について

教育保育無償化に伴い、住民税非課税世帯の（3号認定）0歳から2歳児および全ての（1号認定・2号認定）3歳から5歳児について保育料は0円となりました。なお、住民税非課税世帯以外の0歳から2歳児については、これまでどおり保育料がかかります。

保育料は、世帯の市町村民税の所得割課税額を基礎とし、当該年度4月1日現在の児童の年齢により決定します。保育の必要時間に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。一年を通じて、保育料は年度当初の年齢で算定します。

保育料の決定については、税額控除（寄付金控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除等）を受ける前の税額を適用します。

毎月1日現在保育園等に在園している場合は、当該月分の保育料をお支払いいただきます。保育料の日割り計算はしませんので、利用日数にかかわらず1か月分の保育料がかかります。退所される場合は、必ず退所の手続きをしてください。退所の手続きがない限り、その月分までを納めていただきます。

2. 保育料の変更

保護者の死亡・離婚・再婚等により保護者（扶養義務者）に変更があった場合や、修正申告等により所得割課税額が変更になった場合は、必ず子ども課保育係までお知らせください。保育料の変更は届出の翌月以降になります。

3. 保育料の決定時期

4月と9月の年2回です。

4月～8月分の保育料は前年度分市町村民税で算定します。

9月～3月分の保育料は現年度分市町村民税で算定します。

4. 納入方法

保育料のお支払いは口座振替となります。保育料の引き落としは毎月27日（振替日が休日の場合は、翌営業日 12月は25日）です。認定子ども園と小規模保育施設の保育料は、施設に直接納めていただきます。また、町外の公立保育園は、施設のある市町村に納めていただきます。

口座振替においては、領収書の発行を省略させていただいております。振替えた金額は、ご指定の預金通帳に記載されますので、ご確認ください。

滞納が続いた場合は法令に基づき差押等の滞納処分を行う場合があります。

5. 保育料多子軽減（生計を同一にする子どもに限る）

（1）第1・2子

①町民税所得割合算額が57,700円未満の一般世帯

- ・第2子の保育料半額

②町民税所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等

- ・第1子の保育料半額
- ・第2子の保育料無料

③その他の世帯

- ・第1子と第2子が同時に保育園、認定こども園等を利用している場合、第2子の保育料半額

（2）第3子以降

- ・3人以上いる場合、年齢・税額に関わらず、最年長の子どもから順に第3子以降の保育料無料

6. その他

- ・毛呂山町保育料徴収金額表の基準額は毛呂山町で定めている徴収金額です。公立と私立で、保育料の差はありません。
- ・施設により、保育料とは別に制服代や教材費等の実費負担が必要な場合がありますので、事前に施設にご確認ください。

※ひとり親世帯等……ひとり親世帯および、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けた児童（者）や特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる世帯をいいます。

※同一世帯……生計を共にしている住民票上の世帯。ただし、就学や療養等で別居している場合でも、生活費・学資金・療養費等の送金が常におこなわれている場合は「生計を共にしている」とみなします。